

2026 年 8 月 17 日
損保ジャパンＤＣ証券株式会社

令和 8 年熊本地震に関する掛金納付の特例措置について

このたびの令和 8 年熊本地震で被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

確定拠出年金（以下「ＤＣ」）の掛金納付に関する特例措置につきまして、概要をお知らせいたします。

1. 企業型ＤＣ

対象地域に所在地を有する企業型ＤＣの実施事業所の事業主掛金等の納付期限の延長を以下のとおり行います。

① 特例措置の対象地域

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町

② 特例措置の対象となる掛金

令和 8 年 7 月 28 日以降に納付期限が到来する以下の事業主掛金および加入者掛金

- ・ 対象地域に所在地を有する実施事業所の事業主が納付する事業主掛金
- ・ 対象地域に住所を有する企業型ＤＣ加入者、または対象地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して納付する企業型ＤＣ加入者が納付する加入者掛金

詳細については、弊社ＤＣ運営ポータルサイトのお知らせ（8 月 14 日）

「令和 8 年熊本地震に伴う掛金の納付特例について」をご覧ください。

<https://customer.sjdc.co.jp/>

③ お問い合わせ先

特例を適用する必要がある場合には、弊社までご相談ください。

資産形成サポート部 03-5326-1416

営業時間：(平日)AM9:00～PM5:00

2. 個人型ＤＣ（iDeCo）

対象地域にお住いの個人型ＤＣ加入者に係る加入者掛金および中小事業主掛金の納付が困難な場合、お申し出により、掛金納付の一時停止および納付再開時の一括納付が可能となります。

① 特例措置の対象

- ・ 熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に住所を有する個人型年金加入者
- ・ 第２号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に住所を有する場合、当該第２号個人型年金加入者
- ・ 熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に住所を有し、中小事業主掛金納付制度を実施している中小事業主

② 特例措置の対象となる掛金

申出日以降に納付日が到来する加入者掛金又は中小事業主掛金（申出日において、既に納付済みの掛金を除きます。）で、国基連が別に定める日の前日までに納付するものとされる掛金

詳細については、国民年金基金連合会のホームページをご参照ください。

iDeCo 公式サイト <https://www.ideco-koushiki.jp/news/>

③ お問い合わせ先

特例を適用する必要がある場合には、弊社アンサーセンターまでお問い合わせください。

アンサーセンター 0120-401-648

営業時間：（平日）AM9:00～PM6:00、（土）AM9:00～PM5:00

※年末年始、5/3～5/5、メンテナンス日を除く

以 上